

改正

昭和62年12月25日条例第30号
平成12年3月28日条例第35号
平成14年3月27日条例第21号
平成19年3月29日条例第3号
平成25年3月29日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、明石市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 明石市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長、副会長である委員及びその他の委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、2人とし、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 兵庫県知事の部内の職員
- (3) 兵庫県警察の警察官
- (4) 明石市職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、委員がその職に在職する期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、明石市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員又は学識経験者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年12月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第35号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年 3 月27日 条例第21号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月29日 条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成25年 3 月29日 条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
（明石市水防協議会条例の廃止）
- 2 明石市水防協議会条例（昭和62年 条例第31号）は、廃止する。